

ディスクロージャー誌 2023

J A あかし

目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和4年度）	2
5. 事業活動のトピックス（令和4年度）	5
6. 農業振興活動	6
7. 地域貢献情報	6
8. リスク管理の状況	8
9. 経営者ガイドライン	12
10. 自己資本の状況	13
11. 主な事業の内容	14

【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ	22
2. 機構図	23
3. 組合員数	23
4. 組合員組織の状況	23
5. 地区一覧	24
6. 役員構成（役員一覧）	24
7. 職員数	25
8. 事務所の名称及び所在地	25

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	26
2. 損益計算書	28
3. 注記表	30
4. 剰余金処分計算書	47
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
6. キャッシュ・フロー計算書	49
7. 部門別損益計算書	50
8. 会計監査人の監査	51
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
2. 利益総括表	53
3. 資金運用収支の内訳	54
4. 受取・支払利息の増減額	54
III 事業の概況	
1. 信用事業	55
(1) 賯金に関する指標	
① 科目別賳金平均残高	

② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権等に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
2. 共済事業	64
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	66
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1. 利益率	69
2. 貯貸率・貯証率	69

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	70
2. 自己資本の充実度に関する事項	72
3. 信用リスクに関する事項	76
4. 信用リスク削減手法に関する事項	79

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	81
6. 証券化エクスポートナーに関する事項	81
7. 出資その他これに類するエクスポートナーに関する事項	81
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項	82
9. 金利リスクに関する事項	83
 VI 連結情報	
1. グループの概況	85
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和4年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	111
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポートナーに関する事項	
(7) オペレーション・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポートナーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
 法定開示項目掲載ページ一覧	125

1. 経営理念

- JAあかしは、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JAあかしは、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JAあかしは、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

[基本理念]

JAあかしは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ JAあかしは、人を大切にします。
- ◇ JAあかしは、自然を大切にします。
- ◇ JAあかしは、社会の発展に貢献します。
- ◇ JAあかしは、豊かな暮らしの実現に貢献します。

[基本姿勢]

- ◇ みなさまから信頼される JA
- ◇ 地域から必要とされる JA
- ◇ 社会に誇れる JA をめざします。

2. 経営方針

◇ 農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JAには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当JAは、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

◇ 組合員と消費者の満足度向上

J Aは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

◇ 信頼と期待に応える経営

効率的・効果的な事業運営を徹底します。当JAは、「強靭な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選挙手続きにより選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和4年度）

1. 主要な事業活動の内容

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見えず、ウクライナ情勢などの国際問題による社会情勢の不安定化により、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また、人口減少や低金利政策等に加え、国際情勢不安や円安などによる肥料価格や原油価格、農業生産資材の高騰などJAの事業環境がますます厳しくなることが見込まれる中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした中、当JAにおきましては、農業者の支援のための独自の助成を行うとともに地産地消を促進し、新鮮で安全な野菜を提供するための取り組みを行いました。また、地域に密着した事業を展開するとともに、相談業務として、相続・遺言等各種相談会や休日ローン相談会の実施の他、全店舗にコンサルティングアドバイザー(CA)を配置・増員し、その他、トータルアドバイザー(TA)、ライフアドバイザー(LA)といった専門性の高い人材の育成・強化を図り、皆様のご要望にお応えできるよう努めました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざし、コンプライアンス委員会の決定に基づき、コンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した内部監査室による内部監査を実施してまいりました。

この結果、貯金残高は1,889億6千万円、貸出金については住宅ローンを中心に伸長を図り貸出金残高は379億2千万円となっております。

今後も地域とのつながり・ふれあいを大切にし、お客様の立場になって向き合い一緒に考える提案軸の活動を行ってまいります。

○信用事業

組合員・利用者の皆様に寄り添うサービスの提供を行うため、相続・資産運用相続等への対応について、トータルアドバイザー、コンサルティングアドバイザーを中心に活動致しました。その結果、新たに年金振込442件、積立NISA等投資

信託 1,760 件、住宅ローン 95 件、小口ローン 73 件のご契約をいただきました。
また、トータルアドバイザーには 226 件の相談が寄せられております。

○共済事業

J Aによる計画的な訪問活動を行い、組合員・地域住民の方とのコミュニケーションを深め、お一人お一人に最適な保障をご提案した結果、終身共済 18 億 6 千万円、生命共済(こども含む)2 億 5 千万円、医療系・特定重度疾病・生活障害共済 430 件、介護・認知症共済 63 件、建物更生共済 63 億 9 千万円、年金共済 1 億 4 千万円のご契約をいただきました。

○購買事業

- ① 環境に配慮した有機肥料の普及に努めました。
- ② 生産資材の早期予約、共同購入により価格低減に努めました。

○販売事業

- ① 野菜部門では、安定的経営が行えるよう販路の拡大、および品目ではブロッコリー、スイートコーンの栽培面積の拡大に努めました。
- ② ヘアリーベッチ米（特別栽培米ヒノヒカリ）が平成 24 年 10 月に兵庫県認証食品（ひょうご安心ブランド農産物）の認可を受け 10 年目となり、J A あかしのブランド米「花美人」として定着しました。また平成 30 年からは明石市ふるさと納税返礼品に選定されました。
- ③ 産直部会では、地元でとれた農産物及び加工品を地産地消のもと販売し、地域の消費者に新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んだ結果、直売所の売上については、フレッシュ・モア大久保店、大久保駅前店、西明石店、J A ファーマーズプチ・フレッシュ・モア江井ヶ島等を合わせて 191,478 千円となり、直売所出荷農家の所得向上につなげました。また、精米機を更新し、米の品質向上に努めました。そしてお客様の幅広い支払いニーズにお応えするため、QRコード決済などのキャッシュレスサービスの導入により、消費の拡大、利便性の向上、業務の効率化を図りました。

直売所販売品 (単位 : 千円)

種類	当期取扱高
野菜等	191,478
合計	191,478

※ 損益計算書の販売品販売高には含まれていません。

○保管事業

令和 4 年産米の取扱量は、9,111 袋 (30kg) の集荷となり、保管については、品質事故等が発生しないよう、設備の点検、保守等を徹底し、年間を通じて温度管理を行い品質保持に努めました。

○利用事業

稻作農家の農作業省力化と水稻苗の軽量化による作業負荷の軽減のため、保水

性の優れたマット苗を10,676箱生産し、出荷しました。

刈り取り後の農作業負荷軽減のためライスセンターを稼動し、キヌヒカリ・ヒノヒカリ・特別栽培米ヒノヒカリを受入し、乾燥調整を行い、保有米の引き渡しと米の買い入れを行いました。米の乾燥機を新型機に入れ替えを行い、受入れ体制の強化と米の品質向上強化を図りました。また、玄米色彩選別機の稼働により、品質の向上にも努めました。

○宅地等供給事業（資産管理事業）

皆様からのご要望の多い相続税額試算や相続税対策、遺言などのご相談に対応するため、県信連と連携しての個別相談会の開催や、職員育成のため各種研修会への参加を積極的に行いました。また、相続空家等の売却・仲介も行っております。

相談業務

	合 計
税務相談	25 件
遺言相談等	27 組

○その他の事業

- ① 広報誌「フレッシュ！JAあかし」は、JA事業の内容やキャンペーンの紹介、各種イベントの様子を取りあげました。その他、ホームページや日本農業新聞を通じて農業やJAに関する身近な最新情報の発信に取り組みました。
- ② 組合員や地域の皆様の健康維持を支援するため、兵庫県厚生連、明石市並びに明石保健所の協力を得て、町ぐるみ健診を市内3か所にて実施し、215名の方に受診していただきました。
- ③ 直売所において収穫体験会を開催し、組合員をはじめ、地域の皆様と交流を図りました。

○指導事業

- ① キャベツ部会では、地域にあった新品種の試験圃場を設定し、市と普及センターと連携して取り組みました。
- ② JA独自のハウス助成、県事業を利用し、施設整備に取り組みました。また、国の補助金事業の支援機関として、積極的な対応を行いました。
- ③ 組合員を対象に相続税などの税務相談窓口を各支店の店舗に設け、毎月顧問税理士による指導、助言を行いました。

○経営管理

適正な業務運営を確保するため「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し、運用しております。また、これらの仕組みを有效地に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い業務運営に努めました。その他、将来収支予測シミュレーションの実施により、財政面・経営面のさらなる健全化に努めました。

5. 事業活動のトピックス（令和4年度）

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 令和4年 4月 1日 | 新採用職員入組式 |
| 2. 令和4年 4月 28日 | 農会長会議 |
| 3. 令和4年 6月 25日 | 第30回通常総代会 |
| 4. 令和4年 7月 12日 | |
| ・ 21日・23日 | 町ぐるみ健診 |
| 5. 令和4年 7月 13日 | キャベツ部会会議 |
| 6. 令和4年 10月 3日 | 農会長会議 |
| 7. 令和5年 1月 17日 | キャベツ部会会議 |
| 8. 令和5年 2月 20日 | 農会長会議 |

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「フレッシュ！JAあかし」やホームページでもご案内しております。

ホームページアドレス：<https://www.ja-akashi.or.jp/>

6. 農業振興活動

J Aあかしは、協同組合として組合員の「営農と暮らし」を守り、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

① 安全・安心な農産物づくりへの取組み

生産履歴記帳運動（トレーサビリティー）に取り組み、安全・安心な農産物の提供に努めています。

② 部会組織の育成・支援

地域農業の担い手として、部会組織の育成・支援をすすめています。

③ 地産地消の取り組み

管内3ヶ所にファーマーズマーケット（農産物直売所）を設置し、地域の消費者に新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。また、令和元年6月に（株）エーコープ近畿との直売事業共同運営店舗「JAファーマーズプラス・フレッシュ・モア江井ヶ島」をオープンしました。

④ 食育の取組み

田植え、稻刈り等の農作業体験を通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えていきます。

⑤ 新たな農業施設投資への助成

J A独自の農業施設（ビニールハウス）投資への助成と県補助事業を利用し、施設整備に取り組みました。

⑥ 信用事業からの農業投資に対する融資等の支援活動

信用事業の面から地域農業の活性化に貢献すべく、農業融資に対して独自の利子助成制度を設けています。また、農業金融プランナーの育成に取り組んでいます。

7. 地域貢献情報

J Aあかしは、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を開いています。

1. 社会貢献活動

① 農業体験活動の取り組み

② 偽造キャッシュカード・振り込め詐欺対策

③ 環境創造型設備等導入の住宅に対する住宅ローン利用者への助成

④ こどもサポート定期貯金募集（貯金額に応じて明石市こども基金へ寄付）

⑤ 環境問題への取組み

・省エネルギーを実践するため、「クールビズ」の実施

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和5年3月末現在）

(単位：百万円)

種類	残高
当座性	57,568
定期性	131,399
小計	188,968
譲渡性	—
合計	188,968

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和5年3月末現在）

(単位：百万円)

種類	残高
農業近代化資金	5
その他制度資金	—
農業関連融資	47
事業関連融資	5,693
住宅関連融資	31,439
生活関連融資	684
その他	50
合計	37,921

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員においては、地元町内会の清掃活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しております。

3. 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する体制整備

兵庫県の改良普及センターと連携して、各種研修会、相談会を実施、農業者の農業技術・生産性向上に向けた支援活動を行っています。

(3) 持続可能な地域農業と地域への貢献

地域密着型のJA運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理の方針等]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っていきます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を

被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用

されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：078-934-5800（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁

護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的な内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcostad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただき、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証、評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び常務理事、監事に報告し被監査部門に通知され、被監査部門の改善に取り組んでいます。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じるようにしています。

9. 経営者保証ガイドライン

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

➢全国銀行協会（一般社団法人全国銀行協会(zenginkyo.or.jp)）

➢日本商工会議所（日本商工会議所(jcci.or.jp)）

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金用途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に對し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことでの

きる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

10. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、19.61%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	あかし農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	423百万円（前年度423百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

11. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さんや事業主の皆さんからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	内 容	預け入れ期間	預け入れ金額
普通貯金	いつでも、いくらでも自由に出し入れができる、公共料金・税金等の自動支払や各種年金・給料・配当金等の自動受取に大変便利です。	期間の定めはありません	1円以上
普通貯金 (無利息型)			
当座貯金	商取引に必要な手形、安全・便利な小切手をご利用いただけます。	"	1円以上
通知貯金	短期間にまとまったお金を有利に運用できます。	7日間以上	50,000円以上
納税準備貯金	納税資金の計画的な積立にご利用下さい。非課税です。	期間の定めはありません	1円以上
貯蓄貯金	個人専用。給与、年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いには利用できませんが、出し入れ自由であり、キャッシュカードも利用可能です。 普通貯金感覚で、使いながら有利に増やせる貯金です。	"	1円以上
総合口座	普通貯金に定期貯金および定期積金をセット預入された定期貯金および定期積金の掛け残高を担保に、その合計額の90%最高300万円まで自動的に融資がご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、借りる、受け取る、支払う」という4つの機能がパックされており、家計のメイン化を果たす商品です。	(セット出来る定期貯金・定期積金)・定期貯金1ヶ月以上・定期積金1年以上	(セット出来る定期貯金・定期積金)・定期貯金10,000円以上・定期積金掛け残額1,000円以上
定期積金	毎月一定のご希望金額を積立ていただけます。	1年以上7年以内	1,000円以上
期日指定定期貯金	お預入れ後1年経過すると、1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しになれます。(個人専用の定期貯金です。)	最長3年 (据置期間1年)	1円以上300万円未満
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	金融市場の実勢を反映した高利回り商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上(預入金額300万円未満と300万円以上で預入期間別の利率が適用されます)また、1年ものは、金額階層200万円未満、200万円以上350万円未満、350万円以上の3段階となります。
自由金利型定期貯金(大口定期貯金)	金融市場の実勢を反映した金利を適用するまとまった資金の運用に最適な大型定期貯金です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上で1円単位
変動金利型定期貯金	定期貯金は、これまで満期まで利率が変わらない固定金利型でしたが預入期間中に一定のルールで、利率が変動するタイプの定期貯金です。	1年以上3年以内	1円以上1円単位
利息分割受取型定期貯	スーパー定期(単利型)、大口定期(単利型)で個人の方で、利息を1ヶ月、2ヶ月、3	1年以上10年以内	スーパー定期 1円以上1円単位

金	ヶ月、6ヶ月ごとに中間利払として受け取ることが可能です。		大口定期 1,000万円以上 1円単位
財形貯蓄	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引き積立ですから無理なく貯められます。		
財形年	将来の年金資金を貯める貯蓄で、元金550万円(財形住宅と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1円以上
財形住	住宅取得のための資金を貯める貯蓄で、元金550万円(財形年金と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1円以上
財形期日指定定期	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家、進学融資の特典も受けられます。	3年以上	1円以上

(2) 貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金などを融資しています。

また地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種類	資金使途	貸出金額	期間	担保・保証人	保証料
賃貸ローン	組合員の土地資産を守りながら有効に資産運用をご利用いただけます。	100万円以上 6億円以内	35年以内	土地・建物・保証人	無
相続ローン	農地等を相続取得された組合員に相続税納付に必要な資金を提供いたします。	100万円以上 6億円以内	30年以内	土地・建物・保証人	無
住宅ローン2	組合員の住宅建設等に必要な資金を低利、長期に融資いたします。	50万円以上 5,000万円以内	35年以内	土地・建物・保証人	無
リフォームローン2	組合員の住宅環境の整備、改善に必要な資金を幅広く融資いたします。	10万円以上 500万円以内	30年以内	土地・建物・保証人	無
賃貸住宅ローン	土地を保有する組合員に対し、賃貸建物建設に必要な資金を提供いたします。	100万円以上 4億円以内	30年以内	土地・建物・保証人	有
住宅ローン	組合員の住宅建設等に必要な資金を低利、長期に融資いたします。	10万円以上 1億円以内	40年以内	土地・建物・保証人	有
リフォームローン	組合員の住宅環境の整備、改善に必要な資金を	10万円以上 1,500万円以内	15年以内	不要	有

	幅広く融資いたします。	(借換を含む場合は 2,000万円以内)			
教育ローン	組合員及び員外の方に子弟の就学に必要な資金をご融資いたします。	1,000万円以内	15年以内	不要	有
マイカー ローン	組合員及び員外の方の自動車購入資金・車検・修理費用に必要な資金を融資いたします。	1,000万円以内	10年以内	不要	有
フリー ローン	組合員および員外の方に生活の向上に必要な資金を簡便な手続きでご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	不要	有
多目的ローン	組合員および員外の方に生活の向上に必要な資金を融資いたします。	500万円以内	10年以内	不要	有
ワイドカード ローン	組合員及び員外の方にお使い道自由、急な出費にお役立てください。	500万円以内	1年間 自動延長	不要	有

(3) 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

(4) 投資信託業務

ニーズに応じた資産運用相談にお応えするため、運用方法のアドバイスを含め投資信託の窓口販売を行っています。少額から始められる「投信つみたてサービス」でも購入可能で手軽に始めることが出来「NISA」や「つみたてNISA」もご利用いただけます。

(5) サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国の農協での貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、様々なサービスに努めています。

種類	特徴
キャッシュサービス	当JAの本支店及び【Mics(全国キャッシュサービス)】マークのある全国のJA・金融機関でもキャッシュカードを使って現金をお引き出しになります。 当JAのご利用時間 平日→午前8:00～午後9:00 (大久保・江井ヶ島) 午前8:45～午後7:00 (大久保北・明石東) 午前8:30～午後9:00 (西明石) 午前9:00～午後9:00 (Aコープ江井ヶ島支店) 土曜日→午前9:00～午後5:00 日曜日・祝日→午前9:00～午後5:00 (大久保・江井ヶ島・西明石)
自動受取り	厚生年金・国民年金・株式配当金等が、お受取日に自動的にご指定の貯金口座に振込まれます。
自動支払い	一度手続きするだけで、公共料金、税金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の貯金口座から自動的に支払われます。
給与振込み	給料、ボーナスが自動的にご指定の貯金口座に振込まれます。給料日に出張や休暇と重なった場合でも【Mics(全国キャッシュサービス)】マークのある全国のJA・金融機関でお引出しができます。
送金・振込	当JAの本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地のJA・金融機関のご指定の貯金口座から迅速にお振込みが可能です。
JAカード	J Aカード加盟店は国内はじめ海外199か国に980万店以上、百貨店・レストラン・ホテル・ゴルフなど各業種の有名店ばかりです。ショッピング・食事・レジャーもサイン一つでお楽しみになれます。

為替手数料

区分	自店僚店あて		系統本・支店あて		系統外金融機関あて	
送金手数料	1件につき 440円				電信扱い	1件につき 880円
振込手数料	一般振込	3万円未満 1件につき 0円	電信扱い	3万円未満 1件につき 220円 3万円以上 1件につき 440円	電信扱い	3万円未満 1件につき 550円 3万円以上 1件につき 770円
		3万円以上 1件につき 220円	文書扱い	3万円未満 1件につき 110円 3万円以上 1件につき 330円	文書扱い	3万円未満 1件につき 440円 3万円以上 1件につき 660円
	自動機	3万円未満 1件につき 0円 3万円以上 1件につき 0円		3万円未満 1件につき 165円 (現金による振込 330円) 3万円以上 1件につき 330円		3万円未満 1件につき 165円 (現金による振込 440円) 3万円以上 1件につき 330円 (現金による振込 660円)

	JAネット バンク	3万円未満 1件につき 0円	3万円未満 1件につき 220円	3万円未満 1件につき 440円
		3万円以上 1件につき 0円	3万円以上 1件につき 440円	3万円以上 1件につき 660円
	JAアンサ ーサービ ス	3万円未満 1件につき 0円	3万円未満 1件につき 110円	3万円未満 1件につき 220円
	3万円以上 1件につき 220円		3万円以上 1件につき 220円	3万円以上 1件につき 440円
給 与 振 入		他行宛 1件につき 110円 (新規手数料)		
代金取立 手数料 (隔地間)		1通につき 440円	至急扱い	1通につき 880円
(同地)			普通扱い	1通につき 660円
その他 諸手数料	○送金・振込の組戻料……………1件につき 660円 ○不渡手形返却料……………1通につき 660円 ○取立手形組戻料……………1通につき 660円 ○取立手形店頭呈示料……………1通につき 660円 ただし、660円を越える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。 ○離島回金料……………無料			

2. 共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応え致します。

J A共済では、ひと・いえ・くるまの総合保障を通じて、皆さまの安心・安全な暮らしをサポートします。

共 濟 名	内 容	愛 称
長 期 共 済 生 命 總 合 共 済	終身共済	基本的タイプは、働き盛りの間は保障が大きく、掛け金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。
	定期生命共済	共済期間を5年・10年・15年更新、80歳満了タイプから選択でき、必要な期間だけ備えられる共済です。お手頃な共済掛け金で万一の保障をしっかり準備できます。
	定期生命共済 (遞減期間 設定型)	ライフステージに応じて保障金額を遞減させることで、お手頃な共済掛け金で必要十分な保障を準備できます。
	養老生命共済	貯蓄しながら万一の場合に備えられる保障です。満期時にはまとまった共済金が受け取れます。
	こども共済	子の進学のための資金に備えられる保障です。75歳まで契約でき、孫のために学資金を積み立てることも可能です。また、共済契約者に万一のときは、以降の共済掛け金の払い込みは免除されます。
	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
	がん共済	悪性新生物・脳腫瘍による入院・手術・放射線治療など総合的に保障されます。加えて先進医療保障の付加も選択できます。
	引受緩和型 医療共済	健康状態に不安のある方でも、簡易な手続きでご加入いただけます。持病の悪化・再発も保障されます。

	介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。介護共済金は自宅の改修費等に利用できます。	
	認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。	
	生活障害共済	病気・ケガによる身体障害が残ってしまった場合、ご家族の収入の減少や支出の増加に備える保障です。	ささエール
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障いたします。	そなエール
建物更生共済		建物、特定建築物、家財又は営業用什器備品などを対象に火災等による損害や自然災害による損害の保障、満期共済金による建物の増改築や買い替え資金の備蓄を目的とした共済であり、損害が発生した際に生じる各種の費用給付や家族等の傷害に対しても保障されます。	建更むてきプラス My家財プラス
特定重度疾病共済		三大疾病やその他の生活習慣病（糖尿病、肝硬変、慢性腎不全、慢性膵炎）等を保障する共済です。	
予定利率変動型年金共済		確実に受け取れる安心に、増える楽しみをプラスした年金共済です。5年目以降は毎年予定利率を見直し、最低保証予定利率を上回った場合、年金額が増加します。また、一度増加した年金額が減ることはありません。	ライフロード
短期共済	火災共済	建物と動産を対象に火災等による損害を保障します。	
	自動車共済 クルマスター	自動車事故による対人、対物等相手への損害賠償や自身が被った身体や車両の損害等、幅広く保障する共済です。自賠責共済とのセット契約がおすすめです。	日常生活賠償責任特約
	傷害共済	日常生活の中で起きる不慮の事故で死亡や負傷されたとき、その状態に応じて定額の共済金が支払われる共済です。	
	賠償責任共済	日本国内において発生した、日常生活や農作業等に起因する事故により、他人を死亡させたり、負傷させたり他人の財物に損害を与えた場合の損害賠償責任を保障する共済です。建物更生共済とセットでご契約いただくことができ、建物の破損やそれに伴う損害賠償責任を総合的に保障することができます。	
	自賠責共済	法律により自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、全ての自動車について契約することが義務付けられている強制共済（保険）です。	

3. 経済事業

(1) 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材や生活に必要な物資を、計画的に仕入れることで流通経費等を節約し、組合員に少しでも安く、安全で品質のよい品物を安定的に供給することを目的としています。

(2) 販売事業

農産物は、天候に左右されやすく季節的生産物であり、価格が常に変動し不安定です。そこで、消費者の需要に見合った出荷をすることによって、市場での価格が安定するように供給量の調整を行うことがJAの販売事業です。

また、地産地消の取り組みの一環として、地元で採れた新鮮な農産物の販売を行っています。

4. 資産相談

(1) 相談事業

相続税を中心として、相続発生前の試算およびその対策の相談、相続発生後は申告のお手伝いをしています。また、定例の相続遺言個別相談会を実施し、遺言書作成のサポートを行っています。

(2) 資産管理事業

都市化地域における農地の有効適切な利用に向けて、土地は極力売らずに活用する事を基本に、組合員の農地利用については収入（フロー）と資産（ストック）の両面から個々の組合員の長期的生活設計づくりという観点からお世話（資産管理）と適切な相談に応じます。

5. 利用事業

(1) ライスセンター・育苗センター

近年の高齢化と兼業化により、農業経営は米単作型志向にあり、生産性の低下や土地利用率の低下および農業機械の過剰投資となっています。その為、生産・流通に至るコスト低減、労働時間の短縮を図る目的で施設を稼働させています。

(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなつた場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

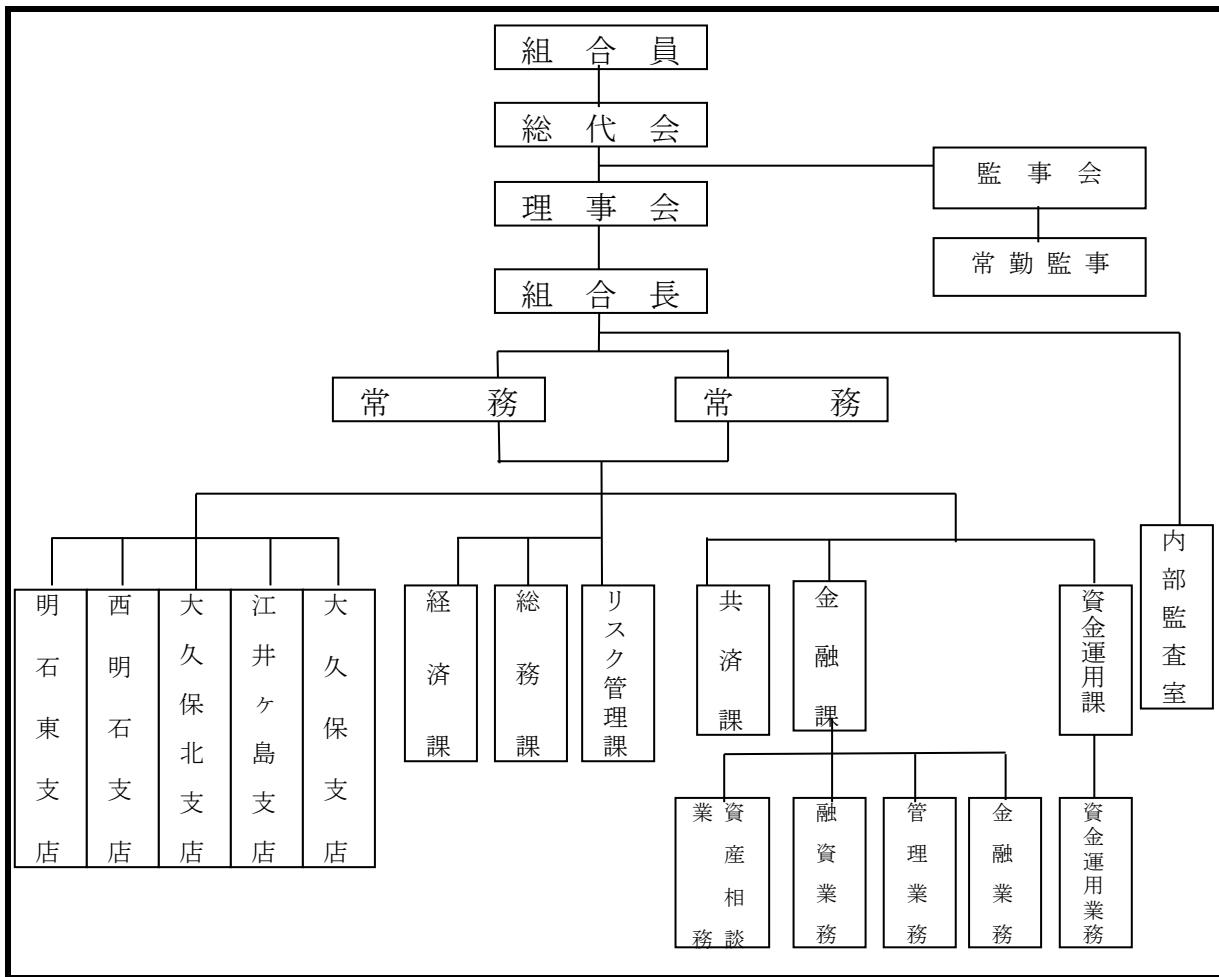
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

平成4年10月1日	明石市、大久保町内の2JAが合併「あかし農業協同組合」発足
平成11年10月25日	Aコープ江井ヶ島店 キャッシュコーナーオープン
平成12年3月21日	大久保支店キャッシュコーナリニューアル
平成13年8月28日	ライスセンター完成
平成14年12月2日	西明石支店新事務所にて営業開始
平成15年8月2日	農産物直売所フレッシュ・モア大久保店営業開始
平成16年12月10日	貯金残高1,000億円達成
平成17年1月30日	明石東支店新事務所にて営業開始
平成19年4月2日	江井ヶ島支店新事務所にて営業開始
平成19年12月15日	農産物直売所フレッシュ・モア西明石店営業開始
平成21年11月30日	大久保北支店新事務所にて営業開始
平成21年12月16日	農業倉庫前で水曜朝市を開始
平成22年9月1日	ライスセンター保有米の農業倉庫保管を開始
平成23年11月12日	第1回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成24年2月20日	玄米色彩選別機（2基）設置
平成24年7月24日	貯金残高1,500億円達成
平成24年9月25日	合併20周年記念事業として明石市防犯協会に青色防犯パトロール車（1台）寄贈
平成24年10月1日	合併20周年
平成24年11月23日	第2回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成25年3月8日	担い手部会結成
平成25年11月23日	第3回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成26年11月22日	第4回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成27年7月1日	フレッシュ・モア水曜朝市 から 農産物直売所フレッシュ・モア大久保駅前店に名称変更 営業開始
平成27年11月21日	第5回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成28年10月31日	フレッシュ・モア大久保駅前店 営業拡大
平成28年11月26日	第6回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成29年11月25日	第7回 JAあかし ふれあいフェスタ
平成30年11月24日	第8回 JAあかし ふれあいフェスタ
令和元年6月8日	J Aファーマーズプチ・フレッシュ・モア江井ヶ島オープン
令和元年11月23日	第9回 JAあかし ふれあいフェスタ
令和2年11月24日 ・26日～28日	J Aあかしふれあいウイーク
令和4年10月1日	合併30周年

2. 機構図

(令和5年6月末日現在)



3. 組合員数

(単位：人、団体)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
正組合員	1,381	1,424	△43
個人	1,381	1,424	△43
法人	0	0	-
准組合員	9,190	9,146	44
個人	9,167	9,123	44
法人	23	23	-
合計	10,571	10,570	1

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
キャベツ部会	19
産直部会	96
担い手部会	6

5. 地区一覧

大久保支店・・・大久保町、谷八木、西脇、福田、西大窪、山ノ下、森田、天郷
 江井ヶ島支店・・・八木、西八木、東江、西江、東島、西島
 大久保北支店・・・大窪、中ノ番、松陰、松陰新田
 西明石支店・・・鳥羽新田、弁財天、西鳥羽、鳥羽、和坂、小久保、藤江
 明石東支店・・・大蔵町、太寺、上ノ丸、船上、大道、林、東松江、西松江

6. 役員構成（役員一覧）

(令和5年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	古 河 克 規	理 事	田 中 丈 博
常 務 理 事	寺 嶋 実	〃	高 木 寛 之
理 事 課 長	有 岡 靖 祐	〃	伊 藤 貴 康
理 事	濱 田 辰 生	〃	藤 田 佐 代 子
〃	立 花 吉 廣	〃	藤 井 和 子
〃	西 海 誠 一	代 表 監 事	永 田 寛 幸
〃	大 西 弘 訓	常 勤 監 事	赤 松 雅 人
〃	池 田 賢 治	監 事	岸 本 雅 之
〃	寺 岡 茂 喜	員 外 監 事	徳 田 早 樹

(令和5年6月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	大 西 弘 訓	理 事	井 上 和 彦
常 務 理 事	大 内 一 幸	〃	木 内 隆 司
常 務 理 事	石 森 啓 史	〃	伊 藤 昌 恭
理 事	濱 田 辰 生	〃	山 本 純 代
〃	吉 里 雅 史	〃	藤 井 和 子
〃	櫻 井 彰 人	代 表 監 事	橘 忠 彦
〃	水 田 敏 明	常 勤 監 事	芝 地 敬 代
〃	藤 田 守	監 事	藤 井 秀 樹
〃	田 中 丈 博	員 外 監 事	井 津 井 一 弘

7. 職員数

(単位:名)

区分	男性	女性	合計
一般職員	34(－)	29(－)	63(－)
営農指導員	4(－)	0(－)	4(－)
契約職員	0(－)	5(－)	5(－)
派遣職員	0(－)	2(－)	2(－)
パート職員	0(－)	7(－)	7(－)
嘱託職員	3(3)	1(1)	4(4)
合計	41(3)	44(1)	85(4)

(注) () はうち常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和5年6月現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM
本店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目7-4	934-5800	—
大久保支店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目7-4	936-2031	ATM 2台
江井ヶ島支店	674-0064	明石市大久保町江井島759-1	946-0213	ATM 1台
大久保北支店	674-0051	明石市大久保町大窪950-2	935-3765	ATM 1台
西明石支店	673-0005	明石市小久保2丁目8-4	927-0731	ATM 1台
明石東支店	673-0892	明石市本町2丁目3-6	918-2222	ATM 1台
農業倉庫	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目2-10	—	—
集出荷場・ 育苗センター	674-0051	明石市大久保町大窪2337-3	935-0027	—
ライスセンター	674-0051	明石市大久保町大窪2345-2	936-2678	—
農産物直売所 フレッシュ・モア大久保店	674-0051	明石市大久保町大窪2346	935-4717	—
農産物直売所 フレッシュ・モア西明石店	673-0005	明石市小久保2丁目8-4	927-0775	—
農産物直売所 フレッシュ・モア大久保駅前店	674-0058	明石市大久保町駅前1丁目2-10	934-6333	—

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	194,394,903	195,068,601
(1) 現金	242,245	255,728
(2) 預金	153,178,421	155,704,481
系統預金	153,177,851	155,703,944
系統外預金	569	537
(3) 有価証券	2,172,255	1,786,833
国債	1,565,760	1,379,623
社債	606,494	407,209
(4) 貸出金	37,921,541	36,425,121
(5) その他の信用事業資産	996,524	1,010,130
未収収益	19,364	18,606
その他の資産	977,160	991,524
(6) 貸倒引当金 (控除)	△116,085	△113,695
2 共済事業資産	4,070	5,152
3 経済事業資産	84,266	63,584
(1) 経済事業未収金	8,609	8,279
(2) 経済受託債権	55,075	45,699
(3) 棚卸資産	16,925	5,527
(4) その他の経済事業資産	3,674	4,099
(5) 貸倒引当金 (控除)	△18	△20
4 雑資産	57,466	62,123
5 固定資産	885,835	870,241
(1) 有形固定資産	883,517	866,766
建物	1,324,849	1,319,029
機械装置	141,074	96,501
土地	340,090	340,090
その他の有形固定資産	356,199	353,819
減価償却累計額 (控除)	△1,278,696	△1,242,674
(2) 無形固定資産	2,318	3,474
6 外部出資	8,096,581	7,962,581
系統出資	7,886,859	7,756,859
系統外出資	179,722	175,722
子会社等出資	30,000	30,000
7 前払年金費用	31,108	29,497
8 繰延税金資産	46,357	44,606
資産の部合計	203,600,589	204,106,389

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	189,853,689	190,870,296
(1) 質金	188,968,425	190,268,960
(2) その他の信用事業負債	885,264	601,335
未払費用	68,771	71,347
その他の負債	816,492	529,987
2 共済事業負債	240,416	285,058
(1) 共済資金	152,506	204,454
(2) 未経過共済付加収入	85,235	78,552
(3) その他の共済事業負債	2,675	2,051
3 経済事業負債	51,091	55,434
(1) 経済事業未払金	5,901	5,996
(2) 経済受託債務	42,733	42,320
(3) その他の経済事業負債	2,456	7,117
4 雑負債	255,012	243,311
(1) 未払法人税等	196,632	193,004
(2) その他の負債	58,380	50,306
5 諸引当金	102,106	100,574
(1) 賞与引当金	13,685	12,253
(2) 役員退職慰労引当金	43,630	36,680
(3) 特例業務負担金引当金	44,791	51,641
負債の部合計	190,502,318	191,554,674
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	13,098,271	12,551,714
(1) 出資金	423,782	423,114
(2) 資本準備金	1,554	1,554
(3) 利益剰余金	12,675,554	12,129,024
利益準備金	854,082	854,082
その他利益剰余金	11,821,472	11,274,942
信用事業基盤強化積立金	1,492,500	1,462,500
有価証券価格変動積立金	600,000	300,000
施設整備積立金	1,287,106	1,221,974
災害等対策積立金	1,400,000	1,300,000
経営基盤強化積立金	142,558	142,558
合併30周年記念事業積立金	156,425	200,000
特別積立金	5,951,468	5,851,468
当期末処分剰余金	791,413	796,440
(うち当期剰余金)	(567,472)	(584,055)
(4) 処分未済持分	△2,619	△1,978
純資産の部合計	13,098,271	12,551,714
負債及び純資産の部合計	203,600,589	204,106,389

2. 損益計算書

(単位 : 千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	1,428,093	1,414,526
事業収益	1,735,651	1,756,390
事業費用	307,557	341,864
(1) 信用事業収益	1,407,963	1,416,900
資金運用収益	1,382,364	1,392,509
(うち預金利息)	(873,356)	(881,219)
(うち有価証券利息)	(14,246)	(8,005)
(うち貸出金利息)	(324,142)	(321,827)
(うちその他受入利息)	(170,619)	(181,456)
役務取引等収益	24,114	22,926
その他経常収益	1,484	1,464
(2) 信用事業費用	191,037	222,330
資金調達費用	114,056	136,847
(うち貯金利息)	(109,294)	(131,873)
(うち給付補てん備金繰入)	(577)	(766)
(うち借入金利息)	(161)	(198)
(うちその他支払利息)	(4,023)	(4,008)
役務取引等費用	3,957	4,326
その他経常費用	73,023	81,157
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,390)	(2,309)
信用事業総利益	1,216,925	1,194,569
(3) 共済事業収益	193,497	197,548
共済付加収入	178,919	182,301
その他の収益	14,577	15,247
(4) 共済事業費用	7,817	6,675
共済推進費	2,494	2,411
その他の費用	5,322	4,264
共済事業総利益	185,680	190,873
(5) 購買事業収益	57,144	65,191
購買品供給高	54,833	64,252
購買手数料	1,070	629
その他の収益	1,241	309
(6) 購買事業費用	52,273	58,365
購買品供給原価	51,002	57,795
その他の費用	1,270	570
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(4)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	—
購買事業総利益	4,871	6,825
(7) 販売事業収益	60,557	59,658
販売品販売高	22,690	25,394
販売手数料	18,582	15,172
直売所手数料	16,809	16,892
その他の収益	2,474	2,198
(8) 販売事業費用	41,155	41,148
販売品販売原価	19,690	21,370
その他の費用	21,464	19,777
販売事業総利益	19,401	18,510
(9) 保管事業収益	1,408	1,297
(10) 保管事業費用	1,560	1,196
保管事業総利益	△152	101
(11) 利用事業収益	15,207	14,262
(12) 利用事業費用	12,307	10,369
利用事業総利益	2,900	3,893
(13) 宅地等供給事業収益	3,073	5,141
(14) 宅地等供給事業費用	63	104
宅地等供給事業総利益	3,010	5,036
(15) 指導事業収入	205	738
(16) 指導事業支出	4,749	6,022
指導事業収支差額	△4,544	△5,284

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
2 事業管理費	725, 487	724, 113
(1) 人件費	450, 260	452, 580
(2) 業務費	124, 704	123, 575
(3) 諸税負担金	53, 938	51, 576
(4) 施設費	95, 138	94, 870
(5) その他事業管理費	1, 444	1, 510
事業利益	702, 606	690, 413
3 事業外収益	125, 087	104, 403
(1) 受取雑利息	346	305
(2) 受取出資配当金	90, 452	75, 854
(3) 貸貸料	4, 798	3, 956
(4) 助成金等	13, 740	17, 154
(5) 雜収入	15, 749	7, 132
4 事業外費用	11, 771	1, 938
(1) 寄付金	346	236
(2) 農業経営支援助成	9, 141	—
(3) 雜損失	2, 283	1, 702
経常利益	815, 921	792, 878
5 特別利益	3, 219	8, 301
(1) 固定資産売却益	99	—
(2) 一般補助金	3, 120	8, 301
6 特別損失	38, 317	9, 502
(1) 固定資産処分損	0	1, 201
(2) 固定資産圧縮損	3, 120	8, 301
(3) 合併30周年記念事業費用	35, 197	—
税引前当期利益	780, 824	791, 677
法人税・住民税及び事業税	215, 102	208, 493
法人税等調整額	△1, 750	△872
法人税等合計	213, 352	207, 621
当期剩余金	567, 472	584, 055
当期首繰越剩余金	183, 875	207, 624
合併30周年記念事業積立金取崩額	35, 197	—
施設整備積立金取崩額	4, 868	4, 761
当期末処分剩余金	791, 413	796, 440

3. 注記表

【 令和4年度 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡し時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 55,033 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年6月に作成した3か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

（1）資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

項目	金額	(千円)
建物	649	
構築物	52,138	
機械装置	10,096	
工具・器具・備品	1,496	
合計	64,379	

（注）平成21年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

（2）為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

（3）子会社等に対する金銭債権の総額	一千円
子会社等に対する金銭債務の総額	32,677 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

（4）理事及び監事に対する金銭債権の総額	73,438千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	- 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありません。

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,551千円
うち事業取引高	1,425千円
うち事業取引以外の取引高	125千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,176千円
うち事業取引高	6,547千円
うち事業取引以外の取引高	629千円

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールす

ることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,788千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	153,178,421	153,164,206	△14,215
有価証券 満期保有目的の債券	2,172,255 2,172,255	1,983,320 1,983,320	△188,935 △188,935
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	37,921,541 △116,085 37,805,456	38,117,081	311,624
資産計	193,156,133	193,264,607	108,473
貯金	188,968,425	188,991,282	22,857

負債計	188,968,425	188,991,282	22,857
-----	-------------	-------------	--------

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 廉金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位:千円)

外部出資 (* 1)	8,096,581
------------	-----------

(* 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	153,178,421	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	100,000	2,100,000
貸出金(*1)	1,822,251	1,718,719	1,690,162	1,620,887	1,559,643	29,509,876
合計	155,000,673	1,718,719	1,690,162	1,620,887	1,659,643	31,609,876

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越 75,301 千円については「1年以内」に含めています。また、

期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	(単位：千円)
貯金(*1)	179,304,007	3,511,309	5,289,511	281,713	336,674	245,209	

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	185,374	187,700	2,325
	社債	100,000	101,230	1,230
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,380,386	1,238,730	△141,656
	社債	506,494	455,660	△50,834
合計		2,172,255	1,983,320	△188,935

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は105,863千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 期首における前払年金費用	△29,497
② 退職給付費用	4,210
③ 退職給付の支払額	△564
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,257
⑤ 期末における前払年金費用	△31,108

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 退職給付債務	111,129
② 確定給付型年金制度の積立額	△142,237
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△31,108
前払年金費用	△31,108

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
① 勤務費用	4,210
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用 (①+②)	4,210

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,673千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金4,926千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,791千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：千円)

主な内訳		当期末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	4,379
	未払金	10,694
	役員退職慰労引当金	12,168
	特例業務負担金引当金	12,492
	未払事業税	13,892
	貸倒引当金超過額	863
	子会社株式	1,533
	その他	543
	小計	56,567
	評価性引当額	△1,533
合計①		55,033
負 繰 延 税 金 負 債	前払年金費用	△8,676
	合計②	△8,676
繰延税金資産の純額①-②		46,357

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率	①	27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	② 1.03
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	③ △1.62
	事業分量配当金	④ 0.00
	住民税均等割	⑤ 0.08
	評価性引当額の増減	⑥ 0.00
	税額控除	⑦ 0.00
	その他	⑧ △0.06
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	⑨ 27.32

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【 令和3年度 】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡し時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ5,600千円減少し、指導事業収入および指導事業支出がそれぞれ1,401千円減少しています。

なお、これによる購買事業総利益・指導事業収支差額・事業利益・経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 52,833千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年6月に作成した3か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算

書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

項目	金額
建物	649
構築物	49,018
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合計	61,260

(注) 平成 21 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額	一千円
子会社等に対する金銭債務の総額	32,086 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額	76,801 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	- 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	—

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,505千円
うち事業取引高	1,378千円
うち事業取引以外の取引高	126千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	6,915千円
うち事業取引高	6,511千円
うち事業取引以外の取引高	404千円

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が

0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が21,442千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額も含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	155,704,481	155,707,596	3,115
有価証券 満期保有目的の債券	1,786,833 1,786,833	1,732,970 1,732,970	△53,863 △53,863
貸出金 貸倒引当金(*1) 貸倒引当金控除後	36,425,121 △113,695 36,311,426	36,839,532	528,105
資産計	193,802,741	194,280,099	477,357
貯金	190,268,960	190,351,484	82,523
負債計	190,268,960	190,351,484	82,523

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除

して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資 (*1)	7,962,581
-----------	-----------

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	155,704,481	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,800,000
貸出金(*1)	1,773,488	1,658,018	1,638,069	1,607,752	1,539,783	28,208,009
合計	157,477,970	1,658,018	1,638,069	1,607,752	1,539,783	30,008,009

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 75,598 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	175,792,062	9,300,456	3,552,421	1,150,295	266,435	207,288

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 價	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	383,043	385,310	2,266
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	996,580	948,940	△47,640
	社債	407,209	398,720	△8,489
合 計		1,786,833	1,732,970	△53,863

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は105,011千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△26,961
② 退職給付費用	3,389
④ 退職給付の支払額	△599
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,325
⑤ 期末における前払年金費用	△29,497

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
② 退職給付債務	112,030
② 確定給付型年金制度の積立額	△141,527
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△29,497
前払年金費用	△29,497

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
④ 勤務費用	3,389
⑤ 臨時に支払った割増退職金	—
⑥ 退職給付費用 (①+②)	3,389

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金8,247千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金5,027千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、51,641千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	3,917
	未払費用	9,497
	役員退職慰労引当金	10,230
	特例業務負担金引当金	14,402
	未払事業税	13,653
	貸倒引当金超過額	629
	子会社株式	1,533
	その 他	502
	小 計	54,367
	評価性引当額	△1,533
合 計 ①		52,833
負 繰 債 延 税 金	前払年金費用	△8,226
	合 計 ②	△8,226
繰延税金資産の純額 ①-②		44,606

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率	①	27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	② 0.02
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	③ △1.34
	事業分量配当金	④ 0.00
	住民税均等割	⑤ 0.08
	評価性引当額の増減	⑥ 0.00
	税額控除	⑦ △0.37
	その他	⑧ △0.06
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	⑨ 26.23

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	791	796
2 任意積立金取崩額	—	8
計	791	804
3 剰余金処分額	612	620
(1) 利益準備金	—	—
(2) 任意積立金	600	600
目的積立金	550	500
特別積立金	50	100
(3) 出資配当金	12	20
普通出資に対する配当金	12	20
後配出資に対する配当金	—	—
(4) 事業分量配当金	—	—
4 次期繰越剰余金	178	183

(注) 1. 出資配当金は、3.0%の割合で計算し、復興特別所得税を含む税額控除後、普通貯金口座へ振込をします。

2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越金が含まれています。

令和4年度 28,400,000円 令和3年度 29,000,000円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額	3月31日 現 在 積 立 額
	取 崩 基 準		
信用事業基盤強化 積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金の確保	期末貯金残高の1/100	1,542
	信用事業総利益が大幅に減少し、信用事業の安定性を欠く場合		
有価証券価格変動 積立金	有価証券の価格変動リスク及び売買時における損失発生に備える	減価償却資産の取得価額の80/100	900
	有価証券価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に影響を与える場合		
施設整備積立金	既存事務所等の改修及び保守修繕費	減価償却資産の取得価額の80/100	1,337
	既存事務所等の改修及び保守修繕費の支出時		
災害等対策積立金	大災害等の発生および感染症の拡大の際の対策資金	—	1,500
	大災害等の発生および行政による緊急事態措置等が発令時に支出		
経営基盤強化積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備える	2億円	142
	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による予期せぬ支出等により、重大な損失が生じた場合		
農業支援積立金	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備えて、地域農業の継続に必要な資金を積み立てる	2億円	50
	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に農業支援に支出した場合		
合併30周年記念事業 積立金	合併30周年記念事業の資金	—	156
	合併30周年記念事業の開催時		

※ 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参考し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

<本確認書は謄本に相違ありません>

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月31日
あかし農業協同組合
代表理事組合長 大西 弘訓

6. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

連結キャッシュ・フロー計算書を作成・記載するため、単体のキャッシュ・フロー計算書は記載しない。

7. 部門別損益計算書

(令和4年度)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,739,057	1,407,963	193,497	124,603	12,788	205	
事業費用②	310,964	191,037	7,817	98,409	8,949	4,749	
事業総利益③ (①-②)	1,428,093	1,216,925	185,680	26,193	3,838	△4,544	
事業管理費④	725,487	401,550	177,567	136,502	9,842	24	
(うち減価償却費⑤)	(41,168)	(26,924)	(8,110)	(5,722)	(411)	(-)	
※うち共通管理費⑥		207,158	62,401	44,029	3,167	-	△316,756
(うち減価償却費⑦)		(26,924)	(8,110)	(5,722)	(411)	(-)	(△41,168)
事業利益⑧ (③-④)	702,606	815,375	8,112	△110,308	△6,003	△4,569	
事業外収益⑨	125,087	81,807	24,642	17,387	1,250	-	
※うち共通分⑩		81,807	24,642	17,387	1,250	-	△125,087
事業外費用⑪	11,771	7,698	2,319	1,636	117	-	
※うち共通分⑫		7,698	2,319	1,636	117	-	△11,771
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	815,921	889,483	30,436	△94,557	△4,870	△4,569	
特別利益⑭	3,219	2,105	634	447	32	-	
※うち共通分⑮		2,105	634	447	32	-	△3,219
特別損失⑯	38,317	25,059	7,548	5,326	383	-	
※うち共通分⑰		25,059	7,548	5,326	383	-	△38,317
税引前当期利益⑱(⑬+⑭-⑯)	780,824	866,529	23,521	△99,436	△5,221	△4,569	
営農指導事業分配賦額⑲		3,874	594	86	13	△4,569	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	780,824	862,654	22,927	△99,523	△5,235		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

○共通管理費

「人頭割+人件費を除いた事業管理費割（共通管理費配賦前）+事業総利益割」の平均

(2) 営農指導事業

「事業総利益割」

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	65.4	19.7	13.9	1.0	0.0	100
営農指導事業	84.8	13.0	1.9	0.3		100

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	1,843	1,819	1,797	1,756	1,735
信用事業収益	1,486	1,460	1,438	1,416	1,407
共済事業収益	200	200	198	197	193
農業関連事業収益	144	134	146	138	132
その他事業収益	11	24	14	5	3
経常利益	832	838	794	792	815
当期剰余金	614	568	584	584	567
出資金 (出資口数)	423 (423, 430)	421 (421, 400)	420 (420, 495)	423 (423, 114)	423 (423, 782)
純資産額	10,852	11,406	11,978	12,551	13,098
総資産額	197,942	196,213	201,956	204,106	203,600
貯金等残高	185,588	183,537	188,631	190,268	188,968
貸出金残高	31,794	33,226	35,010	36,425	37,921
有価証券残高	295	295	996	1,786	2,172
剰余金配当金額	12	12	12	20	12
出資配当額	12	12	12	20	12
特別配当額 (事業利用分量配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
職員数	77	72	78	77	85
単体自己資本比率	18.46	18.69	18.22	18.88	19.61

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,268	1,255	12
役務取引等収支	20	18	1
その他信用事業収支	△71	△79	8
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,216 (0.625)	1,194 (0.616)	22 (0.009)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,601 (0.701)	1,576 (0.697)	24 (0.004)
事業純益	873	850	23
実質事業純益	875	852	23
コア事業純益	875	852	23
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	875	852	23

(注) 1. その他信用事業収支=その他事業直接収益+その他経常収益

－その他事業直接費用－その他経常費用

2. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く。)

－信用事業費用(その他経常費用を除く。)

+金銭の信託運用見合費用

3. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益

／信用事業資産平均残高×100

4. 事業粗利益=事業総利益－信用事業に係るその他経常収益

－信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金

+金銭の信託運用見合費用

5. 事業粗利益率=事業総利益／総資産平均残高×100

6. 事業純益=事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

7. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

8. コア事業純益=実質事業純益－国債等債券関係損益

9. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	194,237	1,382	0.711	193,487	1,392	0.719
うち預金	155,105	1,043	0.673	156,412	1,062	0.679
うち有価証券	1,930	14	0.737	1,204	8	0.664
うち貸出金	37,200	324	0.871	35,870	321	0.897
資金調達勘定	189,873	114	0.060	189,604	136	0.072
うち貯金・定期積金	189,857	113	0.059	189,583	136	0.072
うち借入金	16	0	1.004	20	0	0.965
総資金利ざや	—	—	0.549	—	—	0.537

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り+経费率）
経费率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金) 平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△10	△21
うち預金	△18	△31
うち有価証券	6	4
うち貸出金	2	4
支払利息	△22	△11
うち貯金・定期積金	△22	△12
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	0
差引	12	△10

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
流動性貯金	56,270(29.6)	52,562(27.7)	3,708
定期性貯金	133,586(70.4)	137,020(72.3)	△3,433
その他の貯金	—	—	—
計	189,857(100)	189,583(100)	274
譲渡性貯金	—	—	—
合計	189,857(100)	189,583(100)	274

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
定期貯金	131,399(100)	135,946(100)	△4,547
うち固定金利定期	131,393(100)	135,941(100)	△4,548
うち変動金利定期	6(0)	5(0)	1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
手形貸付	26	29	△3
証書貸付	36,846	35,377	1,468
当座貸越	73	79	△5
金融機関貸付	253	383	△130
合計	37,200	35,870	1,330

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位 : 百万円, %)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	8,808(23.3)	8,708(23.9)	99
変動金利貸出	29,113(76.4)	27,716(76.1)	1,397
合計	37,921(100)	36,425(100)	1,496

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位 : 百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	288	288	0
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	6,472	6,334	137
その他担保物	23	27	△3
小計	6,784	6,650	134
農業信用基金協会保証	25,371	23,978	1,392
その他保証	5,635	5,535	99
小計	31,006	29,514	1,492
信用	130	260	△130
合計	37,921	36,425	1,496

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位 : 百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
設備資金	37,768(99.6)	36,141(99.2)	1,627
運転資金	153(0.4)	284(0.8)	△131
合計	37,921(100.0)	36,425(100.0)	1,496

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	918(2.4)	916(2.5)	2
林業	0(0.0)	6(0.0)	△6
水産業	33(0.1)	0(0.0)	32
製造業	5,018(13.2)	4,269(11.7)	748
鉱業	95(0.2)	66(0.1)	29
建設・不動産業	1,271(3.4)	925(2.5)	345
電気・ガス・熱供給・水道業	199(0.5)	151(0.4)	48
運輸・通信業	1,494(3.9)	1,304(3.6)	189
金融・保険業	683(1.8)	700(1.9)	△16
卸売・小売・サービス業・飲食業	5,363(14.1)	4,869(13.4)	494
地方公共団体	—	—	—
非営利法人	—	—	—
その他	22,937(60.4)	23,214(63.7)	△372
合計	37,921(100.0)	36,425(100.0)	1,496

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	57	23	33
穀作	12	13	△1
野菜・園芸	22	10	11
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	22	—	22
農業関連団体等	—	—	—
合計	57	23	33

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	51	17	33
農業制度資金	5	6	0
農業近代化資金	5	6	0
その他制度資金	—	—	—
合計	57	23	33

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
危険債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
要管理債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
小計	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
正常債権	4年度	37,936	斜線	斜線	斜線
	3年度	36,439	斜線	斜線	斜線
合計	4年度	37,936	斜線	斜線	斜線
	3年度	36,439	斜線	斜線	斜線

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済

猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	113	116	—	113	116	111	113	—	111	113
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	113	116	—	113	116	111	113	—	111	113

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種類	令和4年度		令和3年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	9	136	9	133
	金額	14,445	30,745	12,930	30,233
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	5	3	12	20
雜為替	件数	0	0	0	0
	金額	40	8,629	133	122
合計	件数	9	137	9	133
	金額	14,491	39,378	13,077	30,376

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
国債	1,565	1,379	186
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	606	407	199
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合計	2,172	1,786	386

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和4年度								
国債	—	—	—	—	—	1,565	—	1,565
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	606	—	606
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度								
国債	—	—	—	—	—	1,379	—	1,379
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	407	—	407
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	185	187	2	383	385	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	101	1	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		285	288	3	383	385	2
時価が貸借 対照表計上 額を超える いもの	国債	1,380	1,238	△141	996	948	△47
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	506	455	△50	407	398	△8
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		1,886	1,693	△191	1,403	1,347	△56
合計		2,172	1,983	△188	1,786	1,732	△53

[その他有価証券]

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和4年度	令和3年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	262,058	91,405

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和4年度	令和3年度
残高有り投資信託 口座数	340	165

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	1,863,087	22,688,772	1,627,845	23,165,420
	定期生命共済	81,500	286,500	43,000	210,000
	養老生命共済	169,300	7,114,650	139,600	8,023,361
	うちこども共済	161,300	3,741,600	134,600	3,716,800
	医療共済	40,000	531,200	33,100	535,000
	がん共済	—	64,000	—	66,000
	定期医療共済	—	197,000	—	226,300
	介護共済	127,164	649,378	174,132	538,814
	年金共済	—	40,000	—	40,000
建物更生共済		6,392,050	79,473,165	9,493,150	78,819,375
合計		8,673,101	111,044,667	11,510,828	111,624,271

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	15	3,997	34	4,757
	34,286	84,445	38,766	45,990
がん共済	70	1,621	17	1,616
定期医療共済	—	352	—	400
合計	85	5,970	51	6,773
	34,286	84,445	38,766	45,990

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	147,280	777,943	194,166	651,542
認知症共済	25,500	25,500	—	—
生活障害共済 (一時金型)	285,500	697,500	138,500	428,000
生活障害共済 (定期年金型)	14,300	51,100	19,400	37,800
特定重度疾病共済	93,500	229,500	50,000	138,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	149,661	1,243,137	108,659	1,135,499
年金開始後	—	278,251	—	278,149
合計	149,661	1,521,388	108,659	1,413,649

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和4年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	22,829,180	14,576	23,887,180	16,063
自動車共済	—	76,173	—	74,397
傷害共済	968,200	1,019	782,200	1,146
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	4,000	23	4,000	23
賠償責任共済	—	163	—	190
自賠責共済	—	6,335	—	7,563
合計	—	98,292	—	99,384

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
生産資材	肥料	—
	農薬	—
	飼料	—
	農業機械	—
	その他	—
	計	—
生活物資	食品	—
	衣料品	—
	耐久消費財	—
	日用保健雑貨	—
	その他	—
	計	—
合計		—

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

②買取購買品

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	供給高	供給高
生産資材	肥料	22,512
	農薬	11,485
	飼料	7
	農業機械	567
	生産資材	20,032
	計	54,606
生活物資	米	—
	生鮮食品	—
	一般食品	—
	衣料品	245
	耐久消費財	10,612
	日用保健雑貨	301
計		11,159
合計		65,765
		70,481

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	46,402	48,572
野菜	56,314	47,656
合計	102,716	96,229

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	13	3,134
野菜	22,677	22,260
合計	22,690	25,394

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度
収益	1,408	1,225
費用	1,560	1,196
差引	△152	28

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目	金額	
	令和4年度	令和3年度
育苗センター	収益	4,866
	費用	4,774
	差引	91
ライスセンター	収益	10,340
	費用	7,532
	差引	2,808

(5) 指導事業取扱実績

(単位 : 千円)

項目		令和4年度	令和3年度
収益	指導事業補助金	—	562
	実費収入	205	176
	計	205	738
費用	営農指導支出	3,482	4,859
	生活指導支出	69	28
	その他指導支出	1,198	1,134
	計	4,749	6,022

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位 : %)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.400	0.391	0.009
資本経常利益率	6.225	6.315	△0.090
総資産当期純利益率	0.278	0.288	△0.010
資本当期純利益率	4.330	4.651	△0.321

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

=当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位 : %)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	20.067	19.144
	期中平均	19.594	18.920
貯証率	期末	1.149	0.939
	期中平均	1.017	0.635

(注) 1. 貯貸率（期末）=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,085	12,530	/
うち、出資金及び資本準備金の額	425	424	/
うち、再評価積立金の額	—	—	/
うち、利益剰余金の額	12,675	12,129	/
うち、外部流出予定額 (△)	12	20	/
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	116	113	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	116	113	/
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	/
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	/
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,201	12,644	/
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	1	2	/
うち、のれんに係るものとの額	—	—	/
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2	/
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—	/
適格引当金不足額	—	—	/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	/
前払年金費用の額	22	21	/
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	/
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	/
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	/
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連	—	—	/

項目	令和4年度	令和3年度	経過措置による不算入額
するものの額			/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	/
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	/
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	/
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	23	/
自己資本			
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	13,177	12,620	/
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	64,356	63,983	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△195	△391	/
うち、他の金融機関等向けエクスポート	195	391	/
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの	—	—	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	/
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,830	2,831	/
信用リスク・アセット調整額	—	—	/
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	/
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	67,186	66,814	/
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	19.61	18.88	/

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	242	—	—	255	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,567	—	—	1,381	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	153,180	30,636	1,225	155,706	31,141	1,245
	法人等向け	724	420	16	520	314	12
	中小企業等向け及び個人向け	7,489	5,087	203	7,293	4,924	196
	抵当権付住宅ローン	1,944	664	26	2,287	782	31
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	29	5	0	22	4	0
	信用保証協会等保証付	25,380	2,511	100	23,986	2,374	94
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	228	228	9	224	224	8

	(うち出資等のエクスポートジヤー)	228	228	9	224	224	8
	(うち重要な出資のエクスポートジヤー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	12,950	24,998	999	12,561	24,608	984
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジヤー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジヤー)	7,998	19,996	799	7,999	19,997	799
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジヤー)	54	135	5	52	130	5
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジヤー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額	—	—	—	—	—	—

	を上回る部分に係るエクspoージャー)					
	(うち上記以外のエクspoージャー)	4,898	4,867	194	4,510	4,479
	証券化	—	—	—	—	—
	(うちS T C要件適用分)	—	—	—	—	—
	(うち非S T C適用分)	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—
	(うちルックスル一方式)	—	—	—	—	—
	(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250 %)	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400 %)	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		195	7		391
	標準的手法を適用するエクspoージャー別計	203,737	64,356	2,574	204,239	63,983
	C V Aリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—
	中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	203,737	64,356	2,574	204,239	63,983
	オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	

<基礎的手法>	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
	2,830	113	2,831	113
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
	67,186	2,687	66,814	2,672

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のこととをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャー、重要な出資のエクスポートジャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポートジャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポートの残高	令和4年度				令和3年度				三月以上延滞エクスポートの残高
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポート	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
	国内	203,737	37,936	2,175	-	-	204,239	36,440	1,789	-
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別残高計	203,737	37,936	2,175	-	-	204,239	36,440	1,789	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2	2	-	-	-	3	3	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	305	-	305	-	-	105	-	105	-
	運輸・通信業	202	-	202	-	-	202	-	202	-
	金融・保険業	153,340	130	-	-	-	155,990	261	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	100	-	100	-	-	100	-	100	-
	日本国政府・地方公共団体	1,567	-	1,567	-	-	1,381	-	1,381	-
	上記以外	8,220	123	-	-	-	8,080	118	-	-
	個人	37,679	37,679	-	-	-	36,057	36,057	-	-
	その他	2,319	-	-	-	-	2,317	-	-	-
	業種別残高計	203,737	37,936	2,175	-	-	204,239	36,440	1,789	-
	1年以下	151,742	62	-	-	/	155,779	73	-	/
	1年超3年以下	1,749	249	-	-	/	146	146	-	/
	3年超5年以下	720	620	100	-	/	620	620	-	/
	5年超7年以下	592	592	-	-	/	757	757	-	/
	7年超10年以下	1,215	808	407	-	/	1,154	952	202	/
	10年超	37,069	35,400	1,668	-	/	35,301	33,714	1,587	/
	期限の定めのないもの	10,646	201	-	-	/	10,478	175	-	/
	残存期間別残高計	203,737	37,936	2,175	-	/	204,239	36,440	1,789	/

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リ

スク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高 ・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位 : 百万円)

区分	令和4年度					令和3年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	113	116	—	113	116	/	111	113	—	111	113	/
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
国 内	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地 域 別 計	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
 (単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	2,531	2,531	-	2,350	2,350
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	25,118	25,118	-	23,743	23,743
	リスク・ウェイト20%	-	153,651	153,651	-	156,191	156,191
	リスク・ウェイト35%	-	1,899	1,899	-	2,235	2,235
	リスク・ウェイト50%	608	-	608	408	-	408
	リスク・ウェイト75%	-	6,665	6,665	-	6,443	6,443
	リスク・ウェイト100%	-	5,340	5,340	-	5,076	5,076
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	7,921	7,921	-	7,790	7,790
その他		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		608	203,129	203,737	408	203,830	204,239

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーナーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーナーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーナーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーナーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーナー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	35	442	—	35	463	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	35	442	—	35	463	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートジャーニーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャーニーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポートジャーニーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャーニー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートジャーニーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	30	30	30	30
合 計	30	30	30	30

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

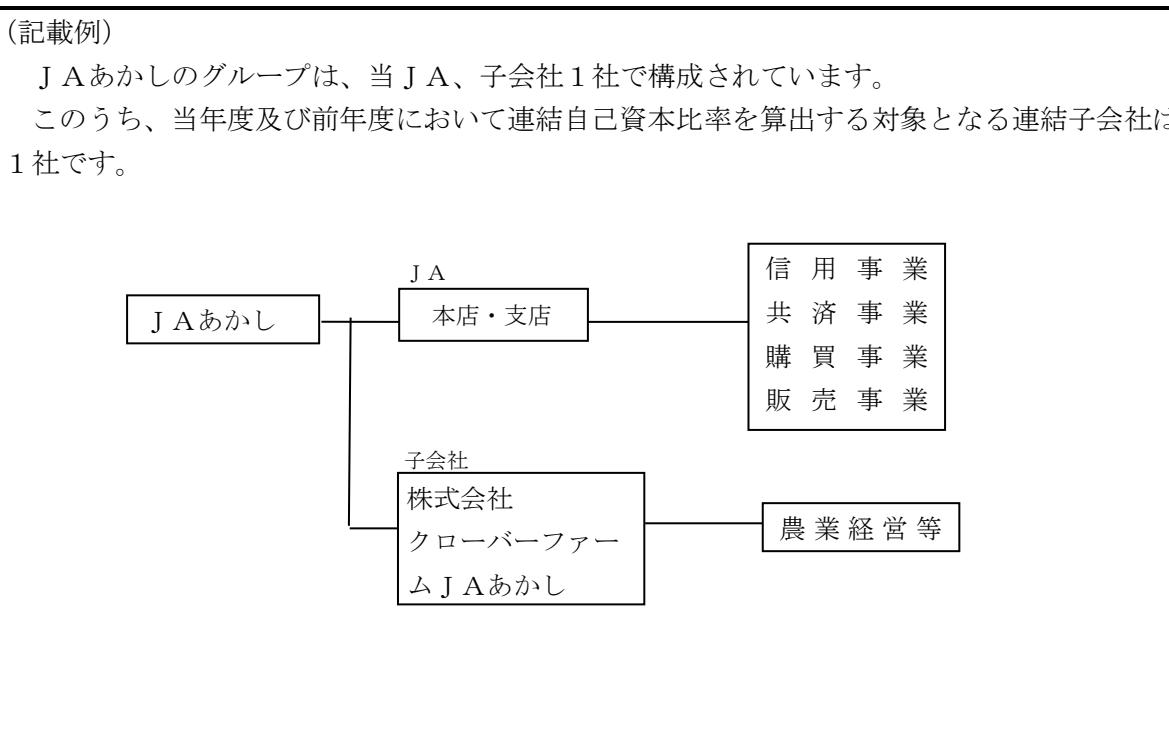
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項目番号		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	159	179	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	ステイープ化	608	638		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	101	15		
7	最大値	608	638	16	0
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	13,177		12,620	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	株式会社クローバーファーム J Aあかし
主たる営業所又は事務所の所在地	明石市大久保町駅前 1 丁目 7 番地の 4
事 業 の 内 容	農産物の生産および販売、 J Aの農業施設の作業受託 食農イベントの開催等
設 立 年 月 日	平成 29 年 10 月 2 日
資 本 金 又 は 出 資 金	3,000 万円
J A の 議 決 権 比 率	100%
当組合及び他の子会社等の議決権比率	100 : 0
他 の 組 合 の 議 決 権 比 率	0%

(3) 連結事業概況（令和4年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、子会社を連結対象とした決算を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 818百万円、連結当期剰余金 568百万円、連結純資産 13,099百万円、連結総資産 203,571百万円で、連結自己資本比率は 19.60%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社クローバーファーム JAあかし

令和4年度は、地域農業の維持・振興のため、地域農業の一扱い手として、農業経営に取り組み、また、JAあかしと連携し、農業体験イベントの開催により、農を基軸とした地域貢献活動に取り組みました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結事業収益	1,844	1,821	1,798	1,759	1,739
信用事業収益	1,486	1,460	1,438	1,416	1,407
共済事業収益	200	200	198	197	193
農業関連事業収益	132	136	138	125	119
その他事業収益	24	23	21	21	20
連結経常利益	828	838	796	794	818
連結当期剰余金	610	568	586	584	568
連結純資産額	10,849	11,404	11,977	12,551	13,099
連結総資産額	197,913	196,184	201,926	204,076	203,571
連結自己資本比率	18.46	18.70	18.23	18.89	19.60

(注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位 : 千円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	194,394,903	195,068,601
(1) 現金及び預金	153,420,667	155,960,210
(2) 有価証券	2,172,255	1,786,833
(3) 貸出金	37,921,541	36,425,121
(4) その他の信用事業資産	996,524	1,010,130
(5) 貸倒引当金（控除）	△116,085	△113,695
2 共済事業資産	4,070	5,152
3 経済事業資産	84,374	63,584
(1) 受取手形及び経済事業未収金	8,609	8,279
(2) 備卸資産	17,033	5,527
(3) その他経済事業資産	58,750	49,798
(4) 貸倒引当金（控除）	△18	△20
4 雜資産	57,466	62,123
5 固定資産	886,262	870,785
(1) 有形固定資産	883,944	867,310
建物	1,324,849	1,319,029
機械装置	141,074	96,501
土地	340,090	340,090
その他の有形固定資産	357,130	354,750
減価償却累計額（控除）	△1,279,200	△1,243,062
(2) 無形固定資産	2,318	3,474
6 外部出資	8,066,581	7,932,581
7 退職給付に係る資産	31,108	29,497
8 繰延税金資産	46,357	44,606
資産の部合計	203,571,125	204,076,933

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	189,822,226	190,840,023
(1) 賯金	188,936,961	190,238,688
(2) その他の信用事業負債	885,264	601,335
2 共済事業負債	240,416	285,058
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	152,506	204,454
(3) その他の共済事業負債	87,910	80,603
3 経済事業負債	51,161	55,376
(1) 支払手形及び経済事業未払金	5,971	5,938
(2) その他の経済事業負債	45,189	49,438
4 雜負債	255,516	244,250
5 諸引当金	102,106	100,574
(1) 賞与引当金	13,685	12,253
(2) 役員退職慰労引当金	43,630	36,680
(3) 特例業務負担金引当金	44,791	51,641
負債の部合計	190,471,427	191,525,283
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	13,099,697	12,551,649
(1) 出資金	423,782	423,114
(2) 資本準備金	1,554	1,554
(3) 利益剰余金	12,676,990	12,128,969
(4) 処分未済持分	△2,619	△1,978
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△10	△10
純資産の部合計	13,099,697	12,551,649
負債及び純資産の部合計	203,571,125	204,076,933

(6) 連結損益計算書

(単位 : 千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業総利益	1,437,382	1,421,947
(1) 信用事業収益	1,407,972	1,416,910
資金運用収益	1,382,364	1,392,509
(うち預金利息)	(873,356)	(881,219)
(うち有価証券利息)	(14,246)	(8,005)
(うち貸出金利息)	(324,142)	(321,827)
(うちその他受入利息)	(170,619)	(181,456)
役務取引等収益	24,123	22,936
その他経常収益	1,484	1,464
(2) 信用事業費用	190,917	222,240
資金調達費用	114,056	136,847
(うち貯金利息)	(109,294)	(131,873)
(うち給付補てん備金繰入)	(577)	(766)
(うち借入金利息)	(161)	(198)
(うちその他支払利息)	(4,023)	(4,008)
役務取引等費用	3,957	4,326
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	72,903	81,066
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,390)	(2,309)
信用事業総利益	1,217,054	1,194,669
(3) 共済事業収益	193,489	197,543
共済付加収入	178,911	182,296
その他の収益	14,577	15,247
(4) 共済事業費用	7,817	6,675
共済推進費及び共済保全費	2,494	2,411
その他の費用	5,322	4,264
共済事業総利益	185,671	190,868
(5) 購買事業収益	59,496	66,075
購買品供給高	57,184	65,136
購買手数料	1,070	629
その他の収益	1,241	309
(6) 購買事業費用	52,424	58,644
購買品供給原価	51,153	58,069
その他の費用	1,270	574
購買事業総利益	7,072	7,431
(7) 販売事業収益	60,224	59,438
販売品販売高	22,690	25,394
販売手数料	35,059	14,952
その他の収益	2,474	19,091
(8) 販売事業費用	39,614	39,799
販売品販売原価	19,690	21,370
その他の費用	19,924	18,428
販売事業総利益	20,609	19,638
(9) その他事業収益	20,767	21,954
(10) その他事業費用	13,794	12,616
その他事業総利益	6,973	9,338
2 事業管理費	732,356	730,909
(1) 人件費	457,070	459,202
(2) その他管理費用	275,285	271,706
事 業 利 益	705,025	691,037

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
3 事業外収益	124,961	104,981
(1) 受取雑利息	364	305
(2) 受取出資配当金	90,452	75,854
(3) その他の事業外収益	34,162	28,821
4 事業外費用	11,771	1,938
(1) その他の事業外費用	11,771	1,938
経常利益	818,215	794,080
5 特別利益	3,219	8,301
(1) 固定資産処分益	99	—
(2) その他の特別利益	3,120	8,301
6 特別損失	38,317	9,502
(1) 固定資産処分損	0	1,201
(2) その他の特別損失	38,317	8,301
税金等調整前当期利益	783,118	792,879
法人税・住民税及び事業税	215,906	209,094
法人税等調整額	△1,750	△872
法人税等合計	214,156	208,222
当期利益	568,962	584,657
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金	568,962	584,657

(7) 連結剰余金計算書

(単位 : 千円)

科 目	令和4年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	1,554	1,554
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	1,554	1,554
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	12,128,969	11,556,820
2 利益剰余金増加高	568,962	584,657
当期剰余金	568,962	584,657
3 利益剰余金減少高	20,941	12,507
配当金	20,941	12,507
4 利益剰余金期末残高	12,676,990	12,128,969

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	783, 118	792, 879
減価償却費	41, 285	37, 009
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2, 388	2, 314
賞与引当金の増減額（△は減少）	1, 432	1, 214
その他引当金等の増減額（△は減少）	100	4, 452
信用事業資金運用収益	△1, 211, 274	△1, 210, 949
信用事業資金調達費用	110, 033	132, 838
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△90, 798	△76, 159
有価証券関係損益（△は益）	△470	△102
固定資産処分損益（△は益）	△99	1, 201
外部出資関係損益（△は益）	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	△1, 496, 420	△1, 414, 727
預金の純増（△）減	2, 540, 000	120, 000
貯金の純増減（△）	△1, 301, 726	1, 635, 885
その他の信用事業資産の純増（△）減	6, 037	51, 271
その他の信用事業負債の純増減（△）	287, 580	△124, 707
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増（△）減	—	—
共済借入金の純増減（△）	—	—
共済資金の純増減（△）	△51, 947	72, 211
未経過共済付加収入の純増減（△）	6, 682	△997
その他の共済事業資産の純増（△）減	1, 082	2, 518
その他の共済事業負債の純増減（△）	623	△667
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△329	△1, 721
経済受託債権の純増（△）減	△9, 376	5, 149
棚卸資産の純増（△）減	△11, 506	1, 651
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	32	△191
経済受託債務の純増減（△）	412	△3, 80
その他の経済事業資産の純増（△）減	424	△298
その他の経済事業負債の純増減（△）	△4, 660	346
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増（△）減	3, 046	2, 244
その他の負債の純増減（△）	8, 073	1, 376
未払消費税等の増減（△）額	△338	△618
信用事業資金運用による収入	1, 219, 139	1, 208, 989
信用事業資金調達による支出	△113, 981	△136, 354
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
小 計	718, 562	1, 102, 977
雑利息及び出資配当金の受取額	90, 798	76, 159
法人税等の支払額	△212, 375	△214, 817
事業活動によるキャッシュ・フロー	596, 986	964, 319
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△384, 952	△790, 011
補助金の受入れ等による収入	3, 120	8, 301
固定資産の取得による支出	△59, 882	△43, 276
固定資産の売却による収入	100	1, 200
外部出資による支出	△134, 000	△142, 600

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	△575,614	△966,386
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	18,134	8,156
出資の払戻しによる支出	△17,466	△5,537
持分の取得による支出	△2,619	△1,978
持分の譲渡による収入	1,978	1,441
出資配当金の支払額	△20,941	△12,507
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,914	△10,425
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	456	△12,492
6 現金及び現金同等物の期首残高	260,250	272,743
7 現金及び現金同等物の期末残高	260,707	260,250

(注1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(令和4年度) (令和3年度)

現金および預金勘定	153,420,667	155,960,210
<u>別段預金及び定期性預金</u>	<u>△153,159,960</u>	<u>△155,699,960</u>
現金および現金同等物	260,707	260,250

(9) 連結注記表

【令和4年度】

1. 連結計算書類の制作のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・1社
- ②非連結子会社・子法人等・・・・該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等・・・・該当ありません
- ②持分法非適用の関連法人等・・・・該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法等に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

（4）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 55,033千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年6月に作成した3か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(千円)

項目	金額
建物	649
構築物	52,914
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合計	65,155

(注) 平成 21 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額	73,438 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	- 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額はありません。

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

 債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,788千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	153,178,421	153,164,206	△14,215
有価証券 満期保有目的の債券	2,172,255 2,172,255	1,983,320 1,983,320	△188,935 △188,935
貸出金	37,921,541 △116,085		

貸倒引当金(*1)	37,805,456	38,117,081	311,624
貸倒引当金控除後			
資産計	193,156,133	193,264,607	108,473
貯金	188,936,961	188,959,819	22,857
負債計	188,963,961	188,959,819	22,857

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資 (*1) 8,066,581

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	153,178,421	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	100,000	2,100,000
貸出金(*1)	1,822,251	1,718,719	1,690,162	1,620,887	1,559,643	29,509,876

合計	155,000,673	1,718,719	1,690,162	1,620,887	1,659,643	31,609,876
----	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越 75,301 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(＊1)	179,272,543	3,511,309	5,289,511	281,713	336,674	245,209

(＊1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	185,374	187,700	2,325
	社債	100,000	101,230	1,230
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,380,386	1,238,730	△141,656
	社債	506,494	455,660	△50,834
合計		2,172,255	1,983,320	△188,935

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は105,863千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
① 期首における前払年金費用	△29,497
② 退職給付費用	4,210
⑤ 退職給付の支払額	△564
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,257
⑤ 期末における前払年金費用	△31,108

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：千円)

項目	金額
③ 退職給付債務	111,129
② 確定給付型年金制度の積立額	△142,237
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△31,108

前払年金費用	△31,108
--------	---------

(4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
⑦ 勤務費用	4,210
⑧ 臨時に支払った割増退職金	—
⑨ 退職給付費用 (①+②)	4,210

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金7,673千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金4,926千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,791千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：千円)

主な内訳		当期末
繰 延 税 金 資 産	賞与引当金	4,379
	未払金	10,694
	役員退職慰労引当金	12,168
	特例業務負担金引当金	12,492
	未払事業税	13,892
	貸倒引当金超過額	863
	子会社株式	1,533
	その他の	543
	小計	56,567
	評価性引当額	△1,533
合計 ①		55,033
負 繰 延 税 金	前払年金費用	△8,676
	合計 ②	△8,676
繰延税金資産の純額 ①-②		46,357

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
法定実効税率	①	27.89
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目 ②	1.03
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 ③	△1.62
	事業分量配当金 ④	0.00
	住民税均等割 ⑤	0.08
	評価性引当額の増減 ⑥	0.00
	税額控除 ⑦	0.00
	その他 ⑧	△0.06
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 ⑨	27.32

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【令和3年度】

1. 連結計算書類の制作のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・1社
- ②非連結子会社・子法人等・・・・・該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等・・・・・該当ありません
- ②持分法非適用の関連法人等・・・・・該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

ウ. その他の外部出資

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品の棚卸資産は、総平均法に基づく原価法により評価しています。なお、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、

これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

（4）収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④利用事業

ライスセンター・育苗センター・集出荷場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ5,600千円減少し、その他事業収益およびその他事業費用がそれぞれ1,401千円減少しています。

なお、これによる購買事業総利益・その他事業総利益・事業利益・経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 52,833 千円（繰延税金負債との相殺前）
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年 6 月に作成した 3 か年計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	金額
建物	649
構築物	49,794
機械装置	10,096
工具・器具・備品	1,496
合計	62,035

(注) 平成 21 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金 2,070,000 千円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 76,801 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	—

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。) です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債等の債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が21,442千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	155,704,481	155,707,596	3,115
有価証券 満期保有目的の債券	1,786,833 1,786,833	1,732,970 1,732,970	△53,863 △53,863
貸出金 貸倒引当金(* 1) 貸倒引当金控除後	36,425,121 △113,695 36,311,426		528,105
資産計	193,802,741	194,280,099	477,357
貯金	190,238,688	190,321,212	82,523
負債計	190,238,688	190,321,212	82,523

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除し

た額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資 (*1)	7,962,581
-----------	-----------

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	155,704,481	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,800,000
貸出金(*1)	1,773,488	1,658,018	1,638,069	1,607,752	1,539,783	28,208,009
合 計	157,477,970	1,658,018	1,638,069	1,607,752	1,539,783	30,008,009

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 75,598 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	175,792,062	9,300,456	3,552,421	1,150,295	266,435	207,288

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	383,043	385,310	2,266
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	996,580	948,940	△47,640
	社債	407,209	398,720	△8,489
合 計		1,786,833	1,732,970	△53,863

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は105,011千円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
① 期首における前払年金費用	△26,961
② 退職給付費用	3,389
⑥ 退職給付の支払額	△599
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△5,325
⑤ 期末における前払年金費用	△29,497

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
④ 退職給付債務	112,030
② 確定給付型年金制度の積立額	△141,527
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△29,497
前払年金費用	△29,497

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
⑩ 勤務費用	3,389
⑪ 臨時に支払った割増退職金	—
⑫ 退職給付費用 (①+②)	3,389

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金8,247千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 5,027 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、51,641千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：千円)

主 な 内 訳	当 期 末
繰 延 產 稅 金 資	賞与引当金 3,917
	未払費用 9,497
延 產 稅 金 資	役員退職慰労引当金 10,230
	特例業務負担金引当金 14,402
延 產 税 金 資	未払事業税 13,653
	貸倒引当金超過額 629
延 產 税 金 資	子会社株式 1,533
	その 他 502

	小計	54,367
	評価性引当額	△1,533
	合計 ①	52,833
負 繰 債 延 税 金	前払年金費用	△8,226
	合計 ②	△8,226
	繰延税金資産の純額 ①-②	44,606

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

		当期末
	法定実効税率 ①	27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目 ②	0.02
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 ③	△1.34
	事業分量配当金 ④	0.00
	住民税均等割 ⑤	0.08
	評価性引当額の増減 ⑥	0.00
	税額控除 ⑦	△0.37
	その他 ⑧	△0.06
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 ⑨	26.23

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	—	—	—
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合計(A)	—	—	—
うち担保・保証付債権額(B)	—	—	—
担保・保証控除後債権額(C)	—	—	—
個別計上貸倒引当金残高(D)	—	—	—
差引額(E) = (C) - (D)	—	—	—
一般計上貸倒引当金残高	116	113	3
正常債権額	37,936	36,439	1,497

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三ヶ月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区分	項目	令和4年度	令和3年度
信用事業	事業収益	1,407	1,416
	経常利益	889	853
	資産の額	194,394	195,068
共済事業	事業収益	193	197
	経常利益	30	33
	資産の額	4	5
農業関連事業	事業収益	119	125
	経常利益	△94	△86
	資産の額	84	63
その他事業	事業収益	20	21
	経常利益	△9	△8
	資産の額	9,089	8,940
計	事業収益	1,739	1,759
	経常利益	815	794
	資産の額	203,571	204,076

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、19.60%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	あかし農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	423百万円（前年度423百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,087	12,530	
うち、出資金及び資本剰余金の額	425	424	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	12,676	12,128	
うち、外部流出予定額 (△)	20	20	
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△1	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	116	113	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	116	113	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,203	12,644	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。）の額の合計額	1	2	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2	
繰延税金資産（一時差異に係るもの）を除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	22	21	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	—	—	—

項目	令和4年度	令和3年度	
		経過措置による不算入額	
の額			
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	24	23	△
自己資本			
自己資本の額 ((イ) — (口)) (ハ)	13,179	12,620	△
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	64,348	63,954	△
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△195	△391	△
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△195	△391	△
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—	△
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	△
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,861	2,841	△
信用リスク・アセット調整額	—	—	△
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	△
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	67,209	66,796	△
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	19.60	18.89	△

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
信用リスク・アセット		エクスポート額 ・アセント a	リスク 率 %	所要自己 資本額 $b = a \times 4$	エクスポート額 ・アセント a	リスク 率 %	所要自己 資本額 $b = a \times 4$
信用リスク・アセット	現金	242	—	—	255	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,567	—	—	1,381	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	153,180	30,636	1,225	155,706	31,141	1,245
	法人等向け	724	418	16	520	314	12
	中小企業等向け及び個人向け	7,489	5,087	203	7,293	4,924	196
	抵当権付住宅ローン	1,944	664	26	2,287	782	31
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	29	5	0	22	4	0
	信用保証協会等保証付	25,380	2,511	100	23,986	2,374	94
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	198	198	7	194	194	7
	(うち出資等のエクスポートジャー)	198	198	7	194	194	7
	(うち重要な出資の	—	—	—	—	—	—

	エクスポートジャー)						
上記以外	12,960	25,020	1,000	12,562	24,608	984	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャー)	7,998	19,996	799	7,999	19,997	799	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー)	62	157	6	52	130	5	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャー)	—	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャー)	4,898	4,867	194	4,511	4,480	179	
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C 適用	—	—	—	—	—	—	—

	分)					
再証券化		—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー		—	—	—	—	—
(うちルックスルーワード)		—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)		—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)		—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)		—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)		195	7	391	15	
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	203,716	64,348	2,573	204,209	63,954	2,558
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	203,716	64,348	2,573	204,209	63,954	2,558
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 2,861	所要自己資本額 b = a × 4 % 114	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a 2,841	所要自己資本額 b = a × 4 % 113		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a 67,209	所要自己資本額 b = a × 4 % 2,688	リスク・アセット等(分母)計 a 66,796	所要自己資本額 b = a × 4 % 2,671		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益} \text{ (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（3）信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和4年度				三月以上 延滞エク スボージ ヤー	令和3年度				三月以上 延滞エク スボージ ヤー
		信用リスク に関するエ クスボージ ヤーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバテ ィブ		信用リスク に関するエ クスボージ ヤーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店頭 デリバテ ィブ	
	国内	203,716	37,936	2,175	—	—	204,209	36,440	1,789	—	—
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	203,716	37,936	2,175	—	—	204,209	36,440	1,789	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	2	—	—	—	3	3	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	305	—	305	—	—	105	—	105	—	—
	運輸・通信業	202	—	202	—	—	202	—	202	—	—
	金融・保険業	153,340	130	—	—	—	155,990	261	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,567	—	1,567	—	—	1,381	—	1,381	—	—
	上記以外	8,190	123	—	—	—	8,050	118	—	—	—
	個人	37,679	37,679	—	—	—	36,057	36,057	—	—	—
	その他	2,328	—	—	—	—	2,318	—	—	—	—
	業種別残高計	203,716	37,936	2,175	—	—	204,209	36,440	1,789	—	—
	1年以下	151,742	62	—	—	△	155,779	73	—	—	△
	1年超3年以下	1,749	249	—	—	△	146	146	—	—	△
	3年超5年以下	720	620	100	—	△	620	620	—	—	△
	5年超7年以下	592	592	—	—	△	757	757	—	—	△
	7年超10年以下	1,215	808	407	—	△	1,154	952	202	—	△
	10年超	37,069	35,400	1,668	—	△	35,301	33,714	1,587	—	△
	期限の定めのないもの	10,626	201	—	—	△	10,449	175	—	—	△
	残存期間別残高計	203,716	37,936	2,175	—	△	204,209	36,440	1,789	—	△

(注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相

当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオプ・バランスシート・エクスポートナーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三ヶ月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートナーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高

・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		
			目的使用	その他					目的使用	その他	
一般貸倒引当金	113	116	—	113	116	/	111	113	—	111	113
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	/
国内	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	/
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	/
地域別計	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	/
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	2,531	2,531	—	2,350	2,350
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	25,118	25,118	—	23,743	23,743
	リスク・ウェイト20%	—	153,651	153,651	—	156,191	156,191
	リスク・ウェイト35%	—	1,899	1,899	—	2,235	2,235
	リスク・ウェイト50%	608	—	608	408	—	408
	リスク・ウェイト75%	—	6,665	6,665	—	6,443	6,443
	リスク・ウェイト100%	—	5,311	5,311	—	5,047	5,047
	リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	7,930	7,930	—	7,790	7,790
その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		608	203,108	203,716	408	203,801	204,209

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参考ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	35	442	—	35	463	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	35	442	—	35	463	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のこととをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和4年度	令和3年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 8）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	159	179	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	16	0
3	ステイープ化	608	638		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	101	15		
7	最大値	608	638	16	0
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	13,177		12,620	

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ペー ジ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	23
2	理事及び監事の氏名及び役職名	24
3	会計監査人の氏名又は名称	51
4	事務所の名称及び所在地	25
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	—
6	主要な業務の内容	14
7	事業の概況	2
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数 (13) 信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	52
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	55～63
10	リスク管理の体制	8
11	法令遵守の体制	10
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	26～29、 47
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	59
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	60
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	70
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	62
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	60
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	60

21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	51
	II. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	85
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	85
3	事業の概況	86
4	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	86
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	87～90
6	直近2連結事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	110
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	111
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	111